

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた 省力化等の大規模成長投資補助金

第5次公募について

令和8年2月27日時点

中堅・中小・スタートアップ成長投資補助金事務局

【注意】最新の情報は、補助金事務局のホームページをご確認ください。

(https://www.nri.com/jp/news/public_offer/growth_subsidies_2026.html)

1. 事業概要

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	<u>総額2,000億円</u>
2 補助上限額	<u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ）
3 補助事業期間	<u>原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u>
4 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上</u> （ <u>専門家経費・外注費を除く補助対象経費分</u> ） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	<u>建物費</u> （ <u>拠点新設・増築等</u> ※）、 <u>機械装置費</u> （ <u>器具・備品費含む</u> ）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む

2. 賃上げ要件について

- 補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の補助事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が**5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）***であることが必要です。

* スタートアップ企業のうち、産業競争力強化法上の中小企業者については、公募開始日から3年以内に100億宣言を実施する見込みがある場合は、基準率を4.5%とします。

- 具体的には、**申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標に従業員等に表明の上、達成することが要件**となります。
- コンソーシアムの場合、**幹事企業だけでなくコンソーシアム参画者についても、それぞれ目標水準を公表**していただきます。

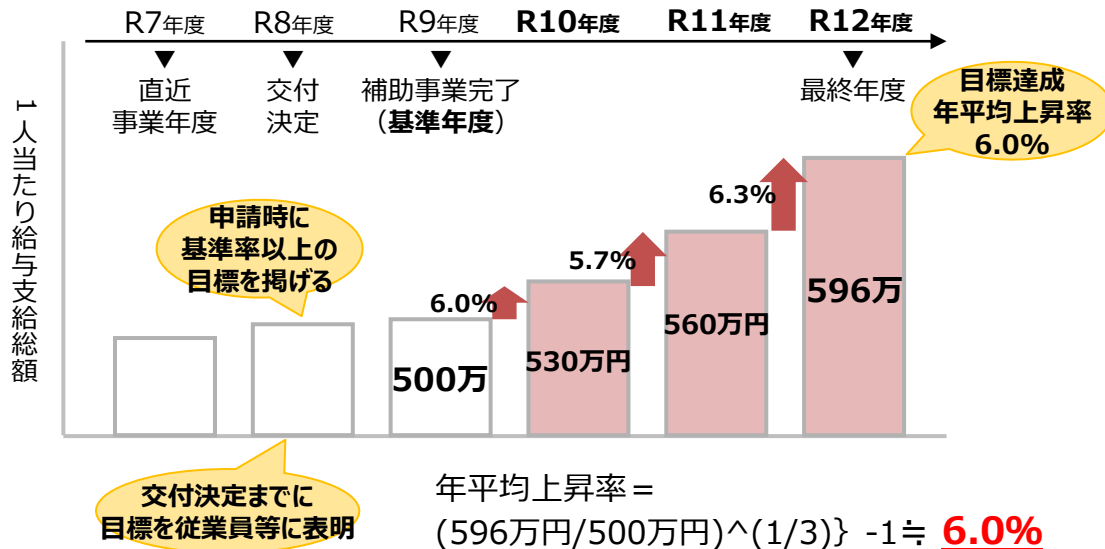
計算式

$$\text{年平均上昇率目標} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準率}$$

A : 最終年度の1人当たり給与支給総額
B : 基準年度の1人当たり給与支給総額
C : 1 / 3

事例

目標とする年平均上昇率 $6.0\% \geq 5.0\%$



注意

補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標に従業員等に表明しなかった場合
- ② 基準年度の1人当たり給与支給総額が、申請時の直近の事業年度の1人当たり給与支給総額を下回っている場合
- ③ 申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）

※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
 ※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない
 ※詳細は採択者向けに「補助事業の手引き」にて案内

3. 補助対象経費

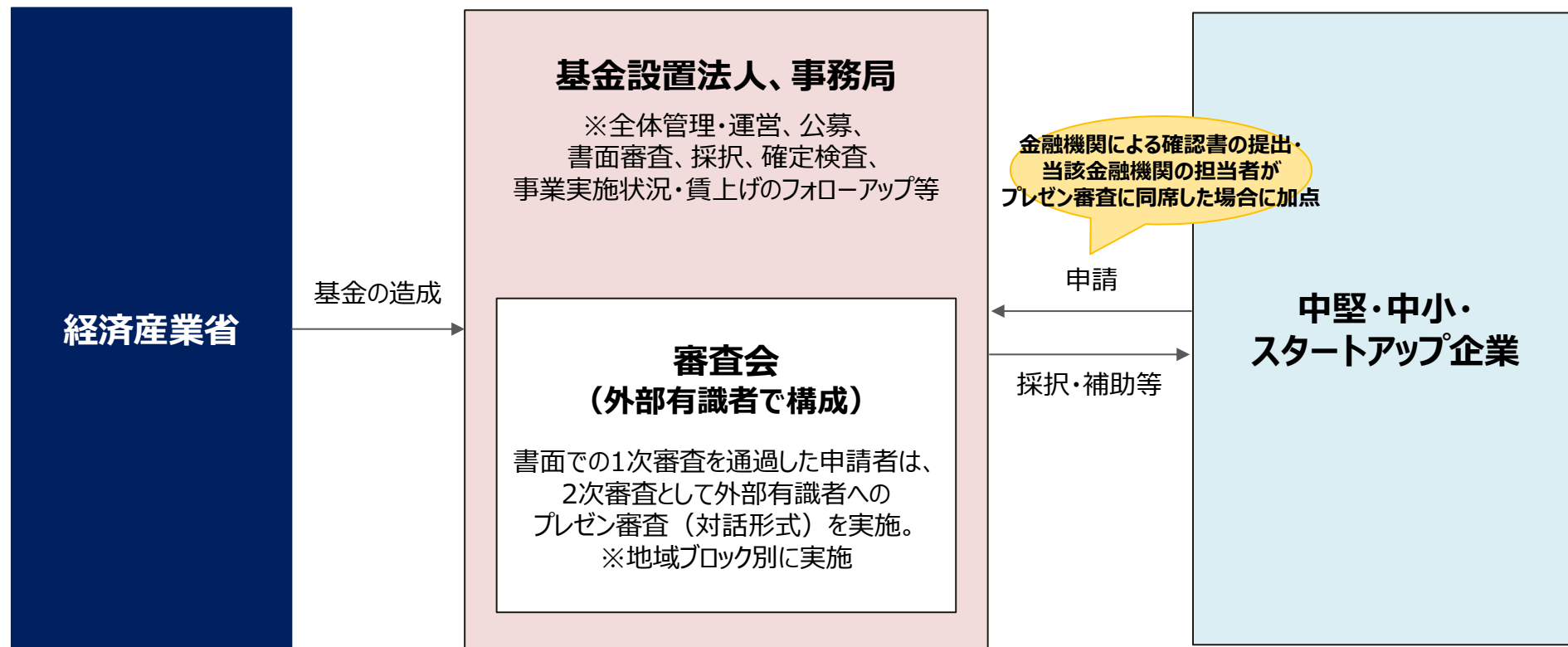
項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る）	- 生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事（土地造成含む）」は対象 - 建物の単なる購入や賃貸、土地代は対象外 - 建物における構築物（門、塀、フェンス、広告塔等）は原則対象外 - 既存の建物の撤去・解体費用は対象外
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象 「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は原則対象外 - 補助対象外設備（すでに取得している機械装置等）に関する経費（改良・修繕、据付け、運搬等）は対象外 - 事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	- パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用は対象外 - 補助対象外経費の改良・修繕（補助事業で新規に購入又は補助事業のために使用されるソフトウェア等の機能を高めるために行うもの）は対象外
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	- 成長投資計画の作成に要する経費は対象外 - 外注先が機械装置等の設備やシステム等を購入する費用は対象外 - 外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用は対象外 - 土壤汚染対策は外注費としての計上が可能
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	- 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象 - 成長投資計画の作成に要する経費は対象外

※導入しようとする建物、機械装置、器具備品、ソフトウェア等について、他の国の補助金、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、賃上げ促進税制、大胆な投資促進税制の併用は不可とします。

※詳細は公募要領をご参照ください。

4. 事業スキーム

- 基金設置法人及び事務局が、中堅・中小企業向けの補助金公募から審査、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認（フォローアップ）等を行います。



GBIZID
ホームページ



【注意】事務局への申請等は全て電子申請となり、**申請には「GBIZIDプライムアカウント」が必要です**。GBIZIDプライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。**アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。**

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

5. 審査基準

- 審査は以下の項目を定量的・定性的に審査し、採択事業者を決定します。

1

経営力

- ・ 経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、**補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながることが見込まれるか。**
 - **長期成長ビジョン**（5～10年後の社会に価値提供する自社のありたい姿、賃上げ予定 等）
 - **外部環境・内部環境の認識を踏まえた事業戦略**（市場・顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の状況等を踏まえて取り組む事業内容（補助事業含む） 等）
 - **成果目標・経営管理体制**（定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況 等）
 - 補助事業を通じて長期成長ビジョンの実現に繋がるような**資金計画**

2

先進性・成長性

- ・ 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、**市場ニーズの有無を検証**できているか。また、補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の**市場規模の伸びを上回る成長が見込まれるか。**
- ・ 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、**自社の優位性が確保できる差別化された取組か。**
- ・ 補助事業により、**労働生産性の抜本的な向上**が図られ、当該事業における**人手不足の状況が改善される取組か。**

3

地域への波及効果

- ・ 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用の増加が見込まれるか。
- ・ 地域内の取引先（顧客・サプライヤー）・パートナー等に波及効果をもたらすことが見込まれるか。また、コンソーシアム形式の場合には、連携の意義・目的が明確であり、相乗効果が見込まれるか。

4

大規模投資・費用対効果

- ・ **収益規模に応じたりリスクをとった大規模成長投資**であるか。
- ・ 補助金額に対して、**生み出される付加価値額が相対的に大きな取組か。**
- ・ 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、**企業の行動変容**が示されているか。

5

実現可能性

- ・ 補助事業を適切に遂行できる、**実施体制・財務状況等が十分に確保**されているか。
（*財務状況を踏まえ、補助金交付の必要性が高いと認められるかも審査対象となります）
- ・ 補助事業の事業化に向けた**課題設定・解決方法・スケジュールが適正**に見込まれており、実現可能性が高いか。
- ・ 金融機関・ファンド等のコミットメントが得られているか。

6. 加点措置

- 以下の各項目については、加点措置を講じます。

<「中小企業から中堅企業への移行」に対する加点措置>

産業競争力強化法上の中小企業に該当する事業者においては、「令和10年12月末までに産業競争力強化法上の中小企業者の定義を超える従業員数及び資本金の達成をする」旨を宣言した場合に、加点。

<J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップに対する加点措置>

J-Startupプログラム又はJ-Startup地域展開プログラムに選定されている中小企業者等に対して加点。

<本社機能の地方移転を伴う大規模投資を行う事業に対する加点措置>

従業員のウェルビーイングや地域活性化の観点等も踏まえ、企業の本社機能の移転を伴う大規模な投資を行う事業に対して加点。

<既存の工場跡地を活用した大規模投資を行う事業に対する加点措置>

産業用地が不足している現状を踏まえ、土壌汚染対策を行いながら、既存の工場跡地を活用する形で大規模な投資を行う事業に対して加点。

<「えるばし認定企業」「くるみん認定企業」に対する加点措置>

雇用管理の改善、働きやすい職場環境の整備、企業の魅力向上や人材確保・定着などに積極的に取り組んでいる企業に対して加点。

<「健康経営優良法人」に対する加点措置>

優良な健康経営を実践している企業に対して加点。

<「地域未来牽引企業」、「パートナーシップ構築宣言登録企業」、「地域経済牽引事業計画」に対する加点措置>

地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業者、又は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進める事業者に対して加点。

<「金融機関・ファンド等による確認書」を提出した場合の加点措置>

金融機関から計画の妥当性の確認を受けている事業者に対して加点します。

<「地域企業経営人材マッチング促進事業活用企業」に対する加点措置>

「地域企業経営人材マッチング促進事業」を活用し採用した人材を事業実施体制に含めている企業に対して加点。

<「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野に係る事業に対する加点措置>

以下の17の戦略分野に係る事業に対して加点。

①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル（重要鉱物・部素材）、⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

上記のほか、

- 各都道府県の中で特に優れた事業計画を提出した事業者は、地域への波及効果等が特に期待できるものとして加点します。
- 大規模な災害（いわゆる本激）であって、被害が大きく、多重災害や立地条件等に起因し発災後一定期間を経過してもなお被害が残る地域の事業については特別に配慮措置を講じます。

(参考) 4次公募※における各種指標の中央値 (採択者、申請者全体) ※ 令和7年7～8月に実施

■ 4次公募倍率：約2.1倍

	採択者 (n=102)	申請者全体 (n=210)
①経営力		
1 全社年平均売上高成長率*1	17%/年	14%/年
2 全社売上高増加額*1	+61.3億円	+38.5億円
3 全社賃上げ予定率*2	2.4%	2.5%
4 全社売上高に対する補助事業売上高の割合*3	85%	77%
②先進性・成長性		
5 補助事業年平均売上高成長率*1	26%/年	22%/年
6 補助事業売上高増加額*1	+53.5億円	+31.3億円
7 補助事業年平均労働生産性の伸び*1	30%/年	25%/年
8 補助事業付加価値増加額*1	+21.1億円	+12.9億円
③地域への波及効果		
9 年平均従業員目標賃上げ率*4	6.5%/年	6.5%/年
10 従業員給与支給総額の増加額*4	+2.9億円	+2.0億円
11 年平均役員目標賃上げ率*4,5	6.0%/年	5.5%/年
12 役員給与支給総額の増加額*4,5	+0.10億円	+0.07億円
④大規模投資・費用対効果		
13 全社売上高に対する投資額割合*6	47%	48%
14 補助金額に対する付加価値増加額割合*4	209%	169%
⑤実現可能性		
15 ローカルベンチマークの得点	22点	22点

※各数値は対象企業の中央値（各指標を降順に並べた時の、ちょうど中央の値）を使用（ただし、①経営力 4「全社売上高に対する補助事業売上高の割合」は平均値で算出）

*1 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）の前年と事業化報告3年目の数値を比較した率および額

*2 最新決算期と基準年（補助事業完了日を含む事業年度）の数値を比較した率 *3 事業化報告3年目における水準

*4 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）と事業化報告3年目の数値を比較した率および額

*5 役員の目標賃上げ率を設定している事業者のみの平均値 *6 最新決算期の全社売上高に対する補助事業投資額の割合

7. スケジュール

- 2月27日（金）：5次公募 開始
- 3月27日（金）：5次公募 締切予定

※ 資料提出後、公募締め切り前に資料を再提出したい場合は、**必ず事前に事務局へ問い合わせた上で、所定の手続により再提出して下さい。**
（事前の事務局への連絡が無い場合は、**最初に提出された書類をもって審査いたします。**）

※ **公募締め切り日の5営業日前**までに提出された申請書類については、書類の不足や命名規則違反、ファイル破損、様式のエラーの有無を事務局が確認し、不備が発覚した場合にはご連絡の上、公募期間内での再提出が可能ですので、**お早めのご申請をお願いいたします。**

- 4月20日（月）～4月24日（金）：プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
- 5月中下旬頃：採択発表（以降順次、交付決定）

※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、事務局（seichotoushi-koubo-ext@nri.co.jp）にメールでお問い合わせください。

※ よくあるご質問については、事務局ホームページにFAQを設置する予定です。

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。

最新の情報は、補助金事務局のホームページをご確認ください。

https://www.nri.com/jp/news/public_offer/growth_subsidies_2026.html